

算定基礎届の記載例

毎年1回全被保険者の標準報酬月額を決めなおすために算定基礎届を提出します。この届には4・5・6月に支払われた報酬の額と平均額を記入します。

基金番号、事業所番号、加入員番号、およびア、イ、ウ、エ、オ、カ、スは予め印刷されています。

社会保険の整理記号を記入します。

「ア 健康保険被保険者証の番号」
「イ 加入員氏名」欄
健康保険被保険者証の番号順に加入員の氏名がプリントされています。

「ク 算定基礎月の報酬支払基礎日数」欄
月給者の場合は、4月(30日)、5月(31日)、6月(30日)の暦日数を記入しますが、日給者などの場合は、出勤日数に有給休暇を合わせた日数を記入します。

「ケ 通貨によるものの額」欄
4月・5月・6月に金銭で支払われた報酬をそれぞれの月に記入します。銀行振込等による場合も同様です。給料だけでなく通勤手当なども報酬に含まれますから算入します。昇給が遡ったため、昇給差額が支給されたときは、その額も合わせて記入し、備考欄にその旨を記入します。

「コ 現物によるものの額」欄
4月・5月・6月に現物で支給されたものを金銭に換算して記入します。食事・住宅については、都道府県の標準価額により金銭に換算して記入します。

現物給与の標準価額(大阪府の場合)

食事の給与
1人1月につき 21,000円(1日につき700円)
(内訳)
朝食1月につき 4,800円(1日につき160円)
昼食1月につき 7,800円(1日につき260円)
夕食1月につき 8,400円(1日につき280円)
※食事の給与については、標準価額の3分の2以上を本人が負担している場合は報酬に加えません。

住宅の給与
1人1月1畳につき 1,400円

厚生年金基金 加入員報酬標準給与月額算定基礎届		常務理事	事務長	課長	係長	係	
基金番号	阪基 1187	事業所番号	9999				
事業所整理記号	東 ねい	社会保険労働務主記載欄					
加入員番号	1	氏名	建設 太郎	生年月日	5 26 05 01	種別	5
算定基礎月の報酬支払基礎日数	4 30	通貨によるもの	650,000	現物によるもの	0	合計	650,000
	5 31	通貨によるもの	650,000	現物によるもの	0	合計	650,000
	6 30	通貨によるもの	650,000	現物によるもの	0	合計	650,000
加入員番号	2	氏名	建設 智子	生年月日	5 30 03 03	種別	6
算定基礎月の報酬支払基礎日数	4 30	通貨によるもの	340,000	現物によるもの	0	合計	340,000
	5 31	通貨によるもの	320,000	現物によるもの	0	合計	320,000
	6 30	通貨によるもの	320,000	現物によるもの	0	合計	320,000
加入員番号	3	氏名	田中 一郎	生年月日	5 48 01 20	種別	5
算定基礎月の報酬支払基礎日数	4 21	通貨によるもの	273,000	現物によるもの	0	合計	273,000
	5 16	通貨によるもの	208,000	現物によるもの	0	合計	208,000
	6 18	通貨によるもの	234,000	現物によるもの	0	合計	234,000
加入員番号	5	氏名	佐藤 和夫	生年月日	5 12 12 10	種別	5
算定基礎月の報酬支払基礎日数	4 30	通貨によるもの	150,000	現物によるもの	7,800	合計	157,800
	5 31	通貨によるもの	150,000	現物によるもの	7,800	合計	157,800
	6 30	通貨によるもの	150,000	現物によるもの	7,800	合計	157,800
事業所番号	540-0012	事業所名称	年金建設株式会社	事業主氏名	建設 太郎	電話	06-6941-9102

算定基礎届に同封の総括表・総括表附表を添付し7月10日までに基金へお送り下さい。

「サ 合計」欄
ケとコの合計を記入します。なお、クの支払基礎日数が17日未満の月については記入しないで下さい。

「セ 平均額」欄
支払基礎日数17日以上月の報酬月額の総計をその月数で割った金額を記入します。支払基礎日数17日未満の月があれば単純に3で割らないように注意して下さい。

「ソ 修正平均額」欄
昇給が遡ったため、算定基礎月中に差額分が含まれているときは、差額分を除いた平均額を記入して下さい。

「ツ 備考」欄
次のように記入します。
○厚生年金保険高齢任意加入被保険者であるとき。高齢任意(朱書)
○パートタイマーで、4月、5月、6月の3カ月とも支払基礎日数が17日未満のとき。パート
○昇給が遡ったため、4月、5月、6月のいずれかの月にその差額を支給したとき。
○病気欠勤で4月、5月、6月の3カ月とも全く報酬を支給しなかったとき。病気休職 ○月○日から
○4月、5月、6月のいずれか、または全ての月に低額の休職給の支給またはストライキによる賃金カットがあったとき。5月休職給(6割)
○給料の遅配があったとき。
・3月分の給料の一部を4月に支給したとき。7,000円(3月分)遅配 4月支給
・6月分の給料の一部を7月以降に支給するとき。10,000円(6月分)遅配 7月以降に支給
○4月または5月の月の途中で被保険者資格を取得した人で、その月の報酬が日割で支給され、しかも、支払基礎日数が17日以上あるとき。5月7日 資格取得
5月分 日割計算
○同時に2カ所以上の事業所に勤務する被保険者であるとき。2以上勤務

資格喪失者について
すでに資格喪失されている方がプリントされている場合は備考欄に「喪失」と記入してください。なお、喪失届を未提出の場合は至急提出して下さい。

健康保険のみの被保険者
70歳以上75歳未満の健康保険のみの被保険者は、プリントされておきませんので、余白または白紙の用紙に記入の上、備考欄に「健保のみ」と記入して下さい。
その他の注意点
この届は5月にプリントしておりますので5月改定の月額変更届を提出いただいた方の従前の標準給与月額が4月以前のものとなっています。また、5月に取得された方がプリントされていない場合がありますので、余白か白紙の届書に記入して下さい。

届出について
届出は必ず算定基礎総括表・総括表附表を添付し、7月11日までに当基金へ提出して下さい。日本年金機構へは基金から提出します。

1枚目と4枚目(健康保険組合の場合は5枚目にも)に事業主印をそれぞれ押印してください。届出が2組以上になった場合には、最初の1組に記名・押印すれば、あとは押印を省略してもよいことになっています。

「オ カ 従前の標準報酬月額」欄
算定基礎届を提出する時点で定められている当該欄の加入員の報酬標準給与月額がプリントされています。厚生年金保険の標準報酬月額が上限(620千円)の人は「健保の従前」欄が空欄になっていますので、健康保険の標準報酬月額を記入します。

提出(問合せ)先
〒540-0012 大阪市中央区谷町1-3-27
大阪府建設業厚生年金基金
TEL 06-6941-9102